

第23回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成26年11月14日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 出席者 | 大 森 伸 昭 | （学識経験者委員） |
| | 片 浏 明 子 | （学識経験者委員） |
| | 志 賀 勝 | （佐賀地方裁判所唐津支部長） |
| | 鈴 木 浩 美 | （佐賀地方裁判所長） |
| | 西 かおり | （学識経験者委員） |
| | 西 岡 正 博 | （学識経験者委員） |
| | 仁 部 和 浩 | （学識経験者委員） |
| | 福 田 恵 巳 | （佐賀県弁護士会弁護士） |
| | 山 津 善 保 | （学識経験者委員） |

② 家裁委員会委員

| | | |
|-----|---------|---------------|
| 出席者 | 宇都宮 忠 | （学識経験者委員） |
| | 金 子 隆 雄 | （佐賀家庭裁判所判事） |
| | 草 場 真智子 | （学識経験者委員） |
| | 鈴 木 浩 美 | （佐賀家庭裁判所長） |
| | 中 野 美智子 | （学識経験者委員） |
| | 二子石 亮 | （佐賀地方検察庁三席検事） |

(2) 説明担当者

佐賀家庭裁判所 吉崎浩首席書記官

佐賀家庭裁判所 原田昌彦次席家庭裁判所調査官

(3) 庶務

佐賀家庭裁判所 宮下美和総務課長

4 議事

全体協議（テーマ「家事事件手続法について」）

(1) 家事事件手続法の説明

説明担当者から、「家事事件手続法の概要等」、「面会交流」について説明がされた。

(2) 意見交換

（文中、○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者等の発言）

○マスコミ関係に在籍していながら，家事事件手続法に関しては知る機会がなかった。家庭裁判所で扱われる内容が，非公開で審理されるものが中心であるため，社会的に関心と呼ぶ機会を逸しているのではないかと感じる。数字的，傾向的なもので社会にフィードバックするような広報活動が必要ではないかと感じている。

○私も法律が変わったことを知らなかった。先ほどの制度説明に対しても専門用語の羅列だけでは非常にわかりにくいという感想を持った。

法律が施行されたことによる具体的なメリットを示しアピールしなければ，制度の認知が進まないのではないかと感じている。

■（委員長）

従来は，一方の当事者から離婚の申立てがなされ，親権をめぐる争われるケースが圧倒的に多かった。しかし現在では，離婚により婚姻関係が解消されても，子どもとの親子関係は継続し，子どもは，別居親からも愛されているという感情を持って育つことが必要であるという考えが，背景として存在しており，面会交流が重要なテーマとなっている。

○面会交流は必ず実現されるのか。また、回数等は双方の合意の上で決定されるのか。

●家庭裁判所では、離婚により離れて暮らすことになった別居親と子どもが面会することは、子どものためになると考えているため、親が子を虐待しているような事情がない限りは、原則として面会交流を実現することとなる。

調停では、「①別居親と月1回程度、交流することを認める②面会交流の時間、場所、方法については当事者間で協議して定める」といった内容で調停をまとめることが多い。

ただし、お互いの希望が相容れず調整できない場合は、手続として審判に移行する。

○子どもの人権を擁護することが家事事件手続法で認められたが、家事審判法では、子どもの人権に重点が置かれていなかったのか。

●家事事件手続法により初めて、子どもの意思を考慮することが明文化されたが、家庭裁判所としては家事事件手続法の制定以前から、子どもの利益に着眼しており、面接交渉という名目で面会交流と同じ内容を扱っていた。

■以前は離婚申立てにより、裁判所が子どもに意見を聞くことで、更に子どもの心を傷付けるのではないかという懸念があったこともあり、子どもの意見が紛争解決に影響することは少なかったが、現在は早い時期に子どもの意向を両親に伝え、子どもの意見を前提に考えてもらうこととしている。

○教育現場でも両親の離婚により、悩みを抱える子どもが増えていると感じている。担任や他の教師が悩みの相談を受けることが多いが、家庭の事情に踏み込めないのが現状である。そういった中で、面会交流という制度は子どもの健全な成長に貢献できるすばらしい制度であると思うが、それに対応できる機関等は充実しているのか。

●面会交流が、子どもが健全に成長するために有益であるというのは共通認識であるため、弁護士が仲介して任意に面会させるよう取り決めたり、民間の団

体が面会交流を援助することもあり、様々な機関が援助していると思われる。

■（委員長）

両親が不満を持って離婚した場合や、子どもが小さい場合等は、どのように仲介するのか、DV等を原因とした離婚の場合、子どもを面会させるために相手に会わなければならないことがストレスになっていることをどのように取り扱うか等が今後の課題である。裁判所だけでなく全社会的に取り組んでいく問題であると考えている。

●虐待の場合は、面会交流を禁止又は制限する理由の一つに当たる。例えば、子どもが、親の虐待の後遺症として、親の前に出るだけで萎縮してしまうような事案では、面会交流を禁止している。

■虐待している親と子どもを一緒に生活させることは難しいが、監視付きの面会交流において、専門機関でカウンセリング等を受けながら面会交流を行って、親子関係を修復していくこともひとつの方法である。

○面会交流が離婚協議において大きな割合を占めることは理解したが、調停で離婚や面会交流の内容が決定した後は、当事者同士で運用するのか、又は裁判所が一定の期間関与するのか。

●裁判所としては、面会交流が申し立てられ、調停で話がまとまると、事件としては終了する。また、調停がまとまらず、審判に移行した場合も、審判が終了すれば、事件としては終了する。裁判所の事件の性質として、取り決めた約束が守られるかどうかは、当事者に任せざるを得ない。要件を定めれば間接強制という強制執行の手段を取ることができる。強制的に面会させることが子どものためになるのか疑義はあるものの、面会交流は子どものためになると考えている。

■（委員長）

家庭裁判所に離婚の申立てに来る方は、離婚の意思や、子どもの親権をどちらにするかは事前に考えて来る方が多いが、離婚後の子どもとの交流や養育費

の問題まで考えて来る方は少ない。裁判所としては、そういった問題意識もあり、効果的な広報活動についても意見を伺いたい。

○裁判所に調停の申立てをするには、費用が高額なのではないかと思い、自分達や親類などで解決しようとする人が多いのではないか。費用の点をもっとアピールすべきだと思う。

○裁判などは費用が高額であるイメージがあり、また夫婦間の問題を表に出すと家庭の恥だという意識が強いため、なかなか裁判所に離婚の手續の相談に行けないといった状況があるのではないか。

■（委員長）

調停の申立費用は印紙代1,200円の他に別途、通信費として切手代程度である。広報活動として、調停の費用等をお知らせすることも大事なこともかもしれない。また、相談であれば、法テラス及び弁護士会の相談センターなどでも行っている。

●子どもが、面会交流後に別居親との別れがたく落ち込んで帰って来ると、親類などは、子どもがかわいそうだから今後は面会させない方がいいと考えてしまうが、それは一面的な見方であるため、家庭裁判所などで相談をされた方が良いと思われる。

5 次回の予定

(1) 日程

平成27年5月29日（金）午後1時30分から（地裁委員会、家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「個別労働紛争の解決制度」（仮題）